

地方公共団体の費用構造分析 ーバランスシートと行政コスト計算書を用いた分析ー

東京大学大学院経済学研究科博士課程
石田三成 (lacrimosa@tba.t-com.ne.jp)

近年、地方公共団体の財政状況について説明責任を果たすために、歳入歳出といった現金収支のみの修正現金主義会計による公表のみならず、バランスシートや行政コスト計算書等の企業会計手法を用いて財政状況をあわせて公表する地方公共団体が増加している¹。こうした背景には、現行の公会計制度では地方公共団体の資産や負債の状況を把握するための情報が限定的であることがその理由として挙げられるだろう。公会計における発生主義会計の導入はオーストラリア、イギリス、アメリカ等では 90 年代から導入されており、歴史がまだ浅い。日本では、一部の市において企業会計手法の導入の動きが既にあったが、その作成について統一的な基準はなかったため、平成 12 年 3 月に自治省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」が発足し、バランスシートや行政コスト計算書の作成マニュアルが提示された。この方式に則った作成方法を「総務省方式」と呼ぶ。本稿では、「総務省方式」によって作成されたバランスシート及び行政コスト計算書を用いて、地方公共団体、特に県レベルの費用構造を分析することを目的とする²。

地方自治体の費用構造についての実証研究は 80 年代から行われており、先行研究は少なくないが、いずれの先行研究においても、歳出データをコストとして扱っている。本来、地方公共団体の活動は資産形成に向けられるものと資産形成につながらないものに分けることができる。この区分を明確にしなければ、地方公共団体の活動をより正確に把握することは困難であり、また、一人あたり歳出が同程度の地方公共団体でも、その団体が保有する資産状況によっても費用構造は変わるだろう。

図 1 から図 4、及び表 1 はバランスシートと行政コスト計算書を用いて作成されたデータである。図 1 と図 2 では、これまでの先行研究と同様に、規模の経済が生じていることが伺える。図 4 の資産合計額を行政コスト総額で割った比率を見ると、人口が多い地域と比べ、人口が少ない地域ほど、消費的サービスよりも公的資産を用いたサービスが展開されていることが分かる。図 4 では総額ベースの比率であったため、表 1 で目的別で資産・コスト比率を計算した結果、民生、衛生費では消費的な公共サービスが提供されており、農水、土木費では逆の傾向が見られる。本稿では、バランスシート、行政コストデータをさらに吟味し、政府間財政移転と地方公共団体の費用構造との関係を分析する。

¹ 総務省によれば、平成 15 年度は都道府県では 47 団体、市町村では 1443 団体がバランスシートを作成している。また、行政コスト計算書は都道府県では 45 団体、市町村では 833 団体が作成をしている。詳しくは総務省 HP (<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>) を参照されたい。

² 平成 15 年度は 38 団体が「総務省方式」のバランスシート・行政コスト計算書を作成している。

図1 H15年度一人あたり資産合計

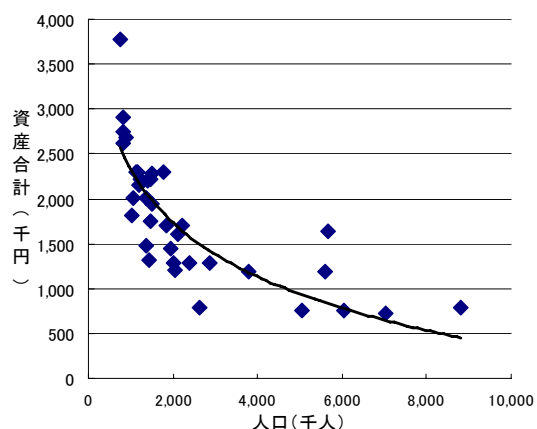


図2 H15年度一人あたり行政コスト総額

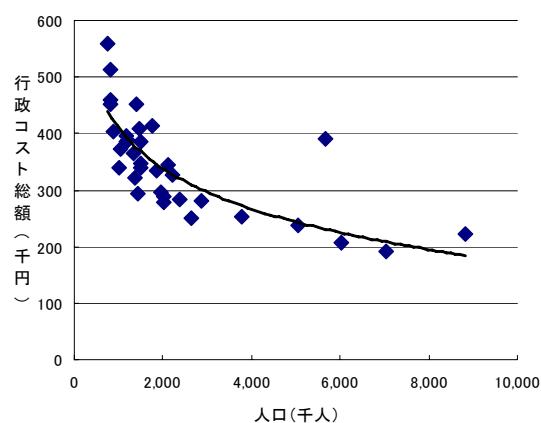


図3 一人あたり資産と行政コストの関係

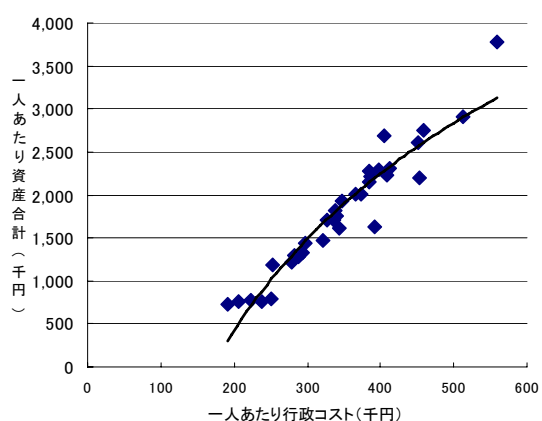


図4 資産・コスト比率(資産総額/行政コスト総額)

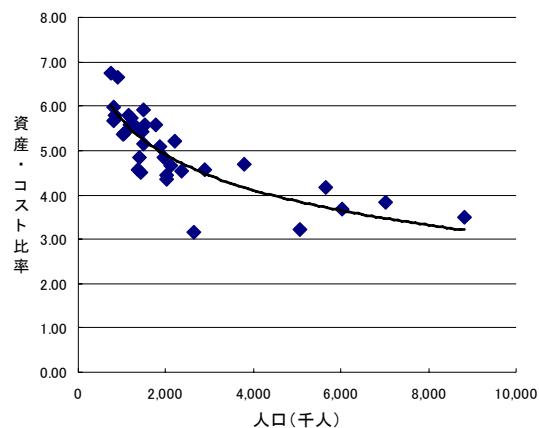


表1 資産・コスト比率(目的別)

		総務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	警察	教育	総額
H15	平均	2.42	0.28	0.65	1.76	6.92	2.41	16.00	1.36	1.31	4.53
	変動係数	0.34	0.66	0.63	0.51	0.20	0.37	0.12	0.23	0.23	0.19
H14	平均	2.46	0.27	0.64	1.69	6.73	2.55	15.25	1.36	1.28	4.30
	変動係数	0.36	0.65	0.62	0.47	0.18	0.37	0.14	0.21	0.24	0.18
H13	平均	2.27	0.27	0.68	1.92	6.52	2.60	15.31	1.34	1.24	4.18
	変動係数	0.33	0.67	0.57	0.53	0.20	0.48	0.11	0.22	0.25	0.17

詳細な資料・分析結果は当日配布致します。

地方交付税制度が歳出行動に与える影響*

～交付・不交付団体の差異に着目した実証分析～

倉本 宜史 ^α 小川 亮 ^α 湯之上 英雄 ^α

報告要旨

現在、地方分権の推進と財政再建を達成するべく「三位一体改革」と呼ばれる地方財政改革が進められている。そして、具体的目標として地方交付税への依存度引下げと、不交付団体に居住する人口の国民全体に占める割合の増加が目指されている。

以上の改革に関連し、財政再建の側面からの研究がいくつかなされている。特に、最近の研究として赤井・佐藤・山下（2003）では、フロンティア費用関数を用いて効率的フロンティアと実際の歳出との乖離について、地方交付税によるソフトな予算制約問題に関連付けて実証している。そして、交付税依存率の引下げが歳出効率化のインセンティブに結びつくことが示されている。また、地方公共団体の歳出に関して、その構造を費用最小化の理論モデルを前提として関数を特定化し、推計を行っている研究として林（2002）があげられる。林（2002）では、都市の総面積等の地域環境要因を考慮した上でU字型費用曲線を推計した上で、都市の費用最小規模を導出している。

交付団体と不交付団体との間で行動が異なる可能性を議論した研究も、これまでいくつかなされてきている。本稿の関心に比較的近いといえる土居（2000）によれば、市町村の歳出におけるフライペーパー効果は、交付団体に確認された一方で不交付団体には見受けられないことが示されている。また、地方公共団体の歳出に関心がある本稿とはいくらか着眼点異なる地方公共団体の収入面に着目した研究としては、西川・横山（2004）があげられる。そこでは地方税の徴収における交付団体と不交付団体の相違を検証しており、両者に相違は認められないと結論付けている。しかし、これらの先行研究も含め、交付団体と不交付団体間の歳出行動の差異について明示的に注目した分析はあまり見受けられない。

さらに、交付団体と不交付団体間の歳出行動の差異は、実際に地方財政の現場で働いている地方公共団体の職員による事例研究でも示されている。肥沼（1998）においては、不交付団体の職員の立場から所沢市を例に取り、交付団体と不交付団体の間に受益と負担の乖離の度合いが大きく異なることを指摘している。特に地域総合事業債や減税補てん債の元利償還金について交付税措置が採用されることにより、不交付団体のみが自主財源から

* 本稿の作成にあたり、齊藤慎先生（大阪大学）、跡田直澄先生（慶應義塾大学）から貴重なコメントをいただいた。記して感謝したい。

^α 大阪大学大学院経済学研究科博士課程後期課程。

e-mail:cg085kt@srv.econ.osaka-u.ac.jp（倉本）

負担することになるなど、制度上、交付団体の歳出拡大に対する誘因が不交付団体よりも大きくなることを示している。

本稿では、以上の研究成果や主張を踏まえながら、交付団体と不交付団体の歳出行動の違いについての検証を行う。まず、地方公共団体の歳出行動を説明するために本稿では林（2002）が提示した地方公共団体による費用最小化行動モデルを基本とする。そして、交付団体と不交付団体間の歳出行動の差異を明示化したモデルを設定する。次に、この理論モデルから導出された地方公共団体の費用関数を推定する。具体的には、費用関数の説明変数に不交付団体ダミーを掛けることで、歳出行動が交付団体と不交付団体との間で異なるかを考察する。

以下、結果のみを簡単ながら説明する³。まず、交付団体の費用関数は人口規模に対して U 字型の費用関数であることが示された。一方で、不交付団体の費用関数は交付団体の費用関数とは異なることが明らかとなった。さらに、両者の費用関数を比較すると交付団体の費用関数が不交付団体を上回ることも導かれた。また、本稿では赤井・佐藤・山下（2003）で指摘されているインセンティブ効果についても考察している。本稿では、地方税率比率と国庫支出金比率の二つの指標を用いて、地方公共団体における地方歳出に対するインセンティブを示す項目としている。推計結果から、前者の係数の符号は負の値であり、後者の係数の符号であった。これらはともに有意な結果で示された。従って、地方公共団体の独自財源である地方税率の歳入全体に占める割合が高くなれば、受益と負担の関係がより明確になるため財政規律が働き歳出が抑えられる。一方で、依存財源である国庫支出金が歳入に占める割合が高くなれば、受益と負担の関係が不明確となるため、財政規律が働かなくなり、歳出が膨らむといった傾向が確認されたことになる。

以上のように、不交付団体の費用が構造的に交付団体より下回るという本稿の結果に従えば、不交付団体に居住する人口割合を増やすことは財政再建の側面から支持されることとなる。

参考文献

- 赤井伸郎・佐藤主光・山下耕治『地方交付税の経済学』有斐閣，2003 年。
肥沼位昌（1998）「不交付団体から見た地方交付税」年報自治体学，第 11 号。
土居丈朗『地方財政の政治経済学』東洋経済新報社，2000 年。
西川雅史・横山彰（2004）「地方政府の徴税インセンティブ ―徴収率の格差と地方交付税制度」『日本経済研究』No.50，pp.165-179。
林正義（2002）「地方自治体の最小効率規模 ―地方公共サービス供給における規模の経済と混雑効果―」『フィナンシャル・レビュー』第 61 号，pp.59-89。

³ 紙面の制約上、費用関数の各説明変数に対する係数の推定結果は発表の場で紹介させていただくことにする。

情報公開制度と自治体運営の効率性

－住民によるモニタリングは有効か？－

名古屋市立大学経済学部研究員／岐阜県

藤澤 昌利*

要 旨

本稿では、地方自治体におけるガバナンスのあるべき姿を探るために、民主主義の根幹とも言うべき住民によるモニタリングの有効性と、それが発揮されるための条件について検討した。

1990年代末から2000年代初までの期間における全国45道府県のデータによる推定結果からは、情報公開制度を整備して行財政運営の透明度を上げるだけでは地方自治体の財政規律は高められず、住民が実際にモニタリングの意志を持って行動することが、重要なファクターになっていることが明らかとなった。

情報公開制度を巡っては、行政の「説明責任」や住民の「知る権利」を明確にするといった方向で整備拡充が図られつつあるが、地方自治体と住民との間に存在する情報の非対称性を解消することに加えて、住民のモニタリングに対するインセンティブをいかに上げるか、また、住民の意思を反映していくための強制力をどのように担保するかが、望ましい制度を考える上で重要となることを示唆する結果が得られた。

* E-mail masatoshi.fujisawa@nifty.com